

●「小名浜地区」に建築行為等を行うときは？

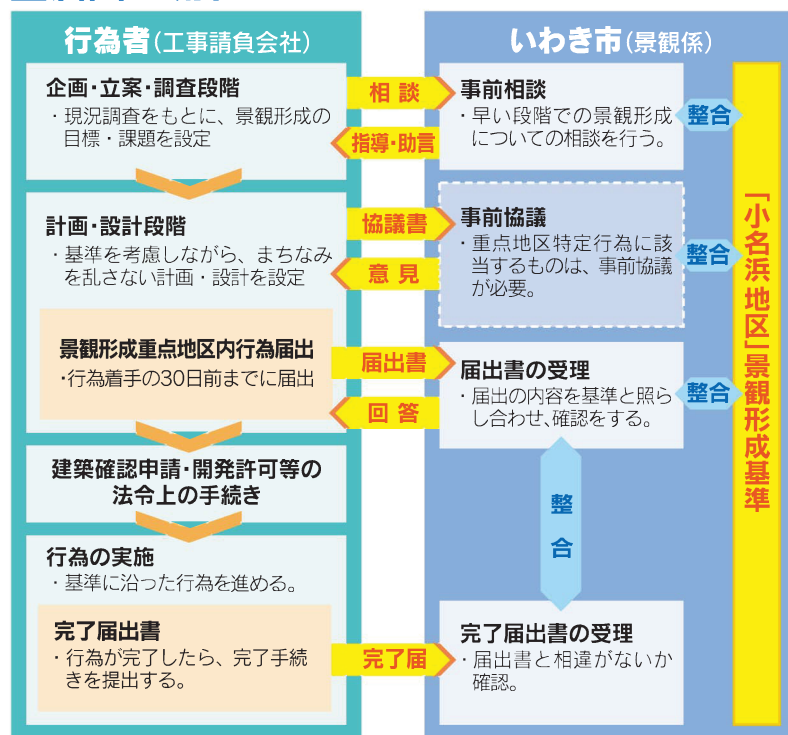
この基準をみんなが守ることで、小名浜地区独自の景観が創られます。
無秩序に行為が行われないように、以下の手順で、建築計画を進めましょう。

■届出対象規模の一覧

届出対象行為		届出を要しない規模	事前協議を要する規模
建築物	新築 改築 増築 移転	床面積の合計10㎡以下	(重点地区特定行為) 高さ13m超 または 建築面積1,000㎡超
	外観の模様替え 色彩の変更	模様替え等の面積の合計が10㎡以下	
工 作 物	(1)擁壁、垣、さく、塀類	高さ1.5m以下	高さ13m超 または 築造面積1,000㎡超
	(2)コン柱、鉄柱、木柱類	高さ5m以下	
	(3)煙突、排気塔類	高さ5m以下かつ表示面積の合計5㎡以下	
	(4)電波塔、物見塔、風車類		
	(5)電線路等の支持物		
	(6)広告塔、広告板類		
工 作 物	(7)高架水槽、冷却塔類、パラボラアンテナ類	高さ5m以下かつ築造面積10㎡以下	高さ13m超 または 築造面積1,000㎡超
	(8)観覧車等の遊技施設類		
	(9)コンクリートプラント等の製造施設類		
	(10)立体駐車場		
	(11)石油、ガス等の貯蔵施設		
	(12)ごみ処理・し尿処理施設類		
	(13)彫像、記念碑類	模様替え等の面積の合計が10㎡以下	
土地の区画形質の変更(水面の埋め立て又は干拓を含む)		面積300㎡以下かつ法面1.5m以下	
鉱物の採掘又は土石類の採取		土地の区画形質の変更に同じ	
屋外における物品の集積又は貯蔵		高さ1.5m以下かつ面積100㎡以下	
木竹の伐採		高さ10m以下かつ伐採面積300㎡以下	

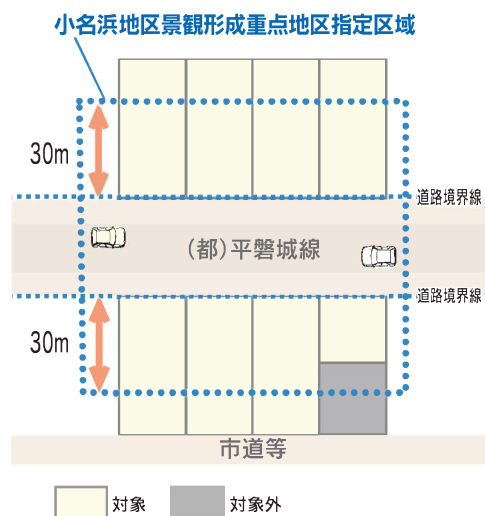
※適用除外行為については、下記のお問い合わせ先に確認されるが「いわき市の景観を守り育て創造する条例」をご参照下さい。

■届出の流れ



■対象となる敷地・建築物等

区域の指定は、(都)平磐城線の用地境界から両側30mの範囲とします。
ただし、(都)平磐城線に接していない敷地(下図の 部分)は除きます。



景観形成重点地区指定に関するお問い合わせは、いわき市都市建設部都市計画課まで



〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地
いわき市都市建設部都市計画課

tel:0246-22-7512 fax:0246-24-4306

URL:<http://www.city.iwaki.fukushima.jp>